

## かわにしファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、かわにしファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を兵庫県川西市火打1丁目12番16号に置く。

(開設時間)

第3条 センターの開設時間は、月曜から金曜日の午前9時から午後5時とする。

休業日は、土曜日と日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日とする。

(センターの目的)

第4条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第5条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- (5) アドバイザーとサブリーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機関との連絡調整業務
- (6) 定期的な広報紙を発行する等広報業務
- (7) 相互援助活動のリスク軽減を講じる業務

2 センターに代表者1名を置く。

(会員)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者でセンターの承認を得たもの（以下「協力会員」という。）又は概ね0歳から小学6年生までの育児の援助を受けたい者でセンターの承認を得たもの（以下「依頼会員」という。）とする。

2 会員は、相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。

4 会員は、市内または猪名川町に在住・在勤する者及び宝塚市・伊丹市・三田市に在住し、当該自治体のファミリーサポートセンターに会員登録のある18歳以上の者とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、第1項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

(保険)

第8条 センターは、ファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入するものとする。

2 会員のサポート中の傷害・賠償は、センターが加入する保険の補償の範囲において、適用するものとする。

3 センターは協会員が、援助活動においてやむをえず自家用自動車や自転車等の交通用具を使用する場合、免許証及び保険等の加入を確認するものとする。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、第7条により発行された会員証を返還するものとする。

(アドバイザー)

第10条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 会員の統括
- (4) サブリーダーの選任
- (5) サブリーダーの育成指導
- (6) 会員の相互援助の調整
- (7) 会員に対する講習会の実施、会員の交流会の開催に係る事務
- (8) 他のセンターとの連絡調整
- (9) 会員間のトラブルへの助言
- (10) センターの経理事務等の業務運営

(相互援助活動の内容)

第11条 協力会員が相互援助活動として行う援助は、恒常的な又は臨時的な次のものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設の保育終了後、子どもを預かること。
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと。
- (4) 留守家庭児童育成クラブ終了後、子どもを預かること。
- (5) 学校の放課後、子どもを預かること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

2 子どもを預かる場合は、原則として協力会員の家庭において行うものとする。

3 援助活動は、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。

4 子どもの引き渡しは、大人（18歳以上）から大人へとする。

(相互援助活動の実施方法)

第12条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して事前に援助の依頼の申込みをするものとする。

2 依頼会員から援助の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申込みの内容にふさわしいと認められる協力会員に連絡する。

3 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

4 協力会員は、援助実施後、活動の記録を作成し、当該援助を受けた依頼会員の確認印を受けなければならない。

5 協力会員は、毎月、前項の活動記録を翌月の5日までにセンターに提出するものとする。

(報酬)

第13条 前条の援助を受けた依頼会員は、協力会員に対し、当該援助終了後別に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

(会員間における個人情報の管理と守秘義務)

第14条 会員として、相互援助活動に携わることにより知り得た会員や家族等に関する個人情報について、適切に保管し、相互援助活動以外の目的には使用してはならない。

また、会員を退会及びサポートを終了した後においても、相互援助活動を通じて知り得た個人情報の開示、漏洩もしくは使用してはならない。

(センターにおける個人情報の聞き取り及び使用と管理)

第15条 センターは、第4条(目的)に記載されている「地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする」ために必要な事柄について、会員及び世帯等の個人情報を会員及び関係機関等に聞き取り、使用するものとする。

ただし、個人情報の聞き取りや使用にあたっては、目的達成において、必要最小限に留め、センターからの情報提供の際、関係者以外には漏れないよう、情報のやり取りや書類の管理は十分に注意して行わなければならない。

#### 付 則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

一部改正 平成13年11月1日

一部改正 平成29年4月1日

一部改正 令和2年4月1日

一部改正 令和3年4月1日

一部改正 令和4年4月1日

一部改正 令和6年5月1日

一部改正 令和8年4月1日